

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）の  
令和3年10月以降の体制について

1 主旨

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）における令和3年10月以降の体制について、区内の感染状況やワクチンの接種状況を踏まえ、以下のとおり報告する。

2 現在の対応

（1）感染拡大に備え、保健所機能を補完するために、以下の対応を実施している。

検査体制の強化	5月下旬～	感染状況の深刻化による随時検査の需要に対応するため、検査体制を強化※
随時検査の対象拡大	7月上旬～	保健所が実施する積極的疫学調査において濃厚接触者の特定が困難等により、一定人数のPCR検査が必要と判断した場合、介護事業所等に限定することなく、大学や会社等も対象者に含め、幅広く随時検査を実施する。

※保健所等が実施する従来型検査の結果、介護事業者等で陽性者が発生した場合は、社会的検査の仕組みを活用し、職員及び利用者に対する随時検査を実施している。

（2）社会的検査の改善等に繋げるために、高齢者施設を対象に実施したアンケートの結果等を踏まえて、以下の対応を実施。

申し込み手続きの簡素化	スクリーニング検査の申し込みを1度に複数回分まとめて申し込みを可能とする。
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー事業の活用推進	関心を示した事業所・施設へ勧奨メールを送付するとともに、対象事業所・施設へ介護保険FAX情報便、チラシによる事業周知を行った。 (令和3年度の実施等状況(8月30日現在): 現地訪問8件、メール・電話等5件、実施予定16件)

（3）ウイルス量の多い陽性者を早期に発見することでクラスター抑止、重症化防止を図るとともに、小中学校等における校外活動等の実施を支援するため、抗原定性検査を実施する（8月26日より）

8月30日時点 抗原定性検査簡易キット発送数 36,875テスト

3 令和3年10月以降の社会的検査の体制

感染状況やワクチン接種状況、国や都の動向を踏まえて、体制の見直しを行い、社会的検査を令和4年3月末まで継続して実施する。

検査種類	行政検査	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期	該当	停止 対象施設に所属する無症状の職員を対象とした検査。 入所系の介護事業所におけるワクチン接種が概ね完了することを踏まえ、停止する。					
随時	該当	実施 陽性が発生した施設の職員・利用者等を対象とした検査。 今後区内の感染状況が深刻化した場合に備え、保健所機能を補完するため、継続して実施する。※1					
スクリーニング	非該当	実施			停止		
		主に通所、訪問、相談系の事業所の職員を対象とした検査。事業所外部の人と接する機会が多いため、区のワクチン接種の状況を踏まえ、12月まで継続して実施する。					
抗原定性検査	非該当 ※2	実施			未定		
		ウイルス量の多い陽性者を早期に発見することでクラスター抑止、重症化防止を図り、小中学校等における校外活動等の実施を支援するため、12月まで継続実施する（予定）。					

※1 定期検査の停止に伴い、随時検査の対象を一部拡大する。（別紙1参照）

※2 幅広く検査を実施する際のスクリーニングとして使用するため

#### 4 第三次補正予算案について

事業費と補助金については以下を見込み、第三次補正予算案に計上する。

#### 事業費・補助金見込み（令和3年第三次補正予算案）

区分	事業費見込み
随時検査	（10月～3月分）313,390千円 ※特定財源：（国）感染症予防事業費等 負担金等1/2 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費等（総価払分）225,343千円 ・検査料（単価払分）88,047千円（1検体あたり単価：@9,130円）
スクリーニング検査	（10月～12月分）82,158千円 ※特定財源：（国）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10/10 （都）区市町村との共同による感染拡大防止対策事業10/10 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費等（総価払分）55,474千円 ・検査料（単価払分）26,684千円（1検体あたり単価：@5,060円）

#### 5 スケジュール

9月 第3回定例会へ補正予算案提案

令和3年10月以降の社会的検査体制について

別紙1

		4月～9月		10月～12月		1月～3月	
		職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者
行政検査	定期検査 1か月に1回	介護事業所（入所系）	対象	対象（※1）	⇒ 停止	停止	停止
		障害者施設（入所系）	対象	対象（※1）			
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象外			
		一時保護所・児童養護施設等	対象	対象（※1）			
		保育園・幼稚園	対象外	対象外			
		小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外			
	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合、又は、スクリーニング検査で「感染疑い」者が発生した場合	介護事業所（入所系）	対象	対象	⇒ 継続	継続	継続
		障害者施設（入所系）	対象	対象			
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象（※2）			
		一時保護所・児童養護施設等	対象	対象			
		保育園・幼稚園	対象	対象			
		小学校・中学校・新BOP	対象	対象（※3）			
	②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	介護事業所（入所系）	対象	対象外	⇒ 拡充	対象	対象（※1）
		障害者施設（入所系）	対象	対象外			
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象外			
		一時保護所・児童養護施設等	対象	対象外			
		保育園・幼稚園	対象	対象外			
		小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外			
濃厚接触者の特定が困難な場合	保健所依頼	※7月～ 民間事業所等への対応を追加		⇒ 継続	継続	継続	
スクリーニング検査 ※陽性疑いの場合は 随時検査（行政検査）を実施 1週間に1回	介護事業所（入所系）	対象（※4）	対象外	⇒ 継続	継続	⇒ 停止	
	障害者施設（入所系）	対象（※4）	対象外				
	介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象外				
	一時保護所・児童養護施設等	対象	対象外				
	保育園・幼稚園	対象外	対象外				
	小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外				
抗原定性検査 （8月26日～） ※陽性疑いの場合は 随時検査（行政検査）を実施	介護事業所（入所系）	対象（※5）	対象（※5）	⇒ 継続	継続	⇒ 未定	
	障害者施設（入所系）	対象（※5）	対象（※5）				
	介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象（※5）	対象（※5）				
	一時保護所・児童養護施設等	対象（※5）	対象（※5）				
	保育園・幼稚園	対象（※5）	対象（※5）				
	小学校・中学校	対象（※6）	対象（※6）				
	新BOP	対象（※5）	対象（※5）				
クラスター発生の可能性が高い施設（高校・大学・会社等）【保健所依頼】	対象（※5）	対象（※5）					

※1…入所予定者も含む。

※2…訪問系については、利用者・入所者の自宅を事業所とみなし、サービス提供時に居合わせた利用者の同居家族等も対象。

※3…変異株の増加等により、子どもの感染拡大防止を目的に実施する場合。

※4…国や東京都の検査補助事業の活用が難しい場合。

※5…随時検査の補完として実施。

※6…随時検査の補完および行事前検査として実施。